

観音原集会所の使用・管理規則

観音原集会所は、住民の福利厚生や円滑なコミュニづくりなどを目的として観音原自治会の会員がお金を出し合い、広島市の援助を得て建設された施設です。自治会員の集会や趣味のグループ活動、レクリエーション、慶弔など、お気軽にご利用下さい。

1 使用の申し込み

集会所を使用しようとするときは、事前に自治会の集会所管理者に所定の使用申込書を提出し、その承認を得なければならない。

【令和6年度管理者 西区7班 引野(ひきの) 090-7370-7973】

2 使用にあたって守ること

- (1)集会所管理者の指示に従うこと。
- (2)高い声や騒音を発するなどして付近の居住者に迷惑をかけないこと。
- (3)危険物又は有害な物品を持ち込まないこと。
- (4)他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5)使用が終了したときは直ちに清掃し、火気の始末・戸締り・電気スイッチなどの点検を行い、集会所の鍵を管理者に返納すること。
- (6)鍵の返納の際、集会所施設や備品などの破損や異常見つけた場合は、その旨を管理者に報告しなければならない。

* 上記(1)～(6)に反した場合、管理者は使用の中止を求めることができる。

3 使用料

集会所の使用許可を受けた者は、集会所管理者に使用料を支払う。料金は下表のとおり。ただし、自治会が行う行事とそれに伴う会議、役員会ならびに年1回の班の親睦会利用は免除する。

単位 (円)

部屋名	時間帯	使用者の種別		
		会 員	会員以外	業者など
ホール ③ 27.5 帖 ※集会室(1)+(2)	8:00～12:00	1,000	2,000	4,000
	13:00～17:00	1,000	2,000	4,000
	18:00～22:00	1,200	2,400	4,800
集会室(1) ① 15.0 帖 舞台側	8:00～12:00	600	1,200	2,400
	13:00～17:00	600	1,200	2,400
	18:00～22:00	700	1,400	2,800
集会室(2) ② 12.5 帖 玄関側	8:00～12:00	500	1,000	2,000
	13:00～17:00	500	1,000	2,000
	18:00～22:00	600	1,200	2,400
* 葬儀、通夜の利用 ・全館使用料1回 ¥10,000 ・備品・機器の使用料 ¥ 5,000				
* カラオケセットの利用 1 回 ¥1,500(観音原カラオケ愛好会に支払う)				

集会所のご使用にあたって(お願い)

1. 建物に直接、張り紙等をする事はご遠慮ください。
2. 放送設備やカラオケセットなど、音響設備の使用は事前に管理者の許可を受けて下さい。
3. 悪徳業者、暴力団関係者の使用は固くお断りします。
4. 使用者が集会所の施設、設備、備品を損傷したり、滅失したときは損害を弁償して頂きます。
5. ゴミ等はお持ち帰りください。
6. 使用許可を受けた後に葬儀に使用する申請があったときは、これを優先して使用の変更又は取り消しをお願いします。
7. 使用後はチェックシートにより整理整頓、火気、消灯、戸締り等を確認した後、集会所管理者に鍵をお返し下さい。
8. 毎月第2日曜日は月番清掃終了後の午前9時頃からの使用となります。
9. 集会所の主旨に合わない利用はお断りすることがあります。
10. 集会所内は禁煙とします。

4 集会所管理者

集会所の維持管理・運営は観音原自治会規約により、自治会が行うこととし、自治会長は、地域住民の中から集会所管理者を委嘱する。集会所管理者の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 集会所管理者は、次に掲げる事項を処理する。

- (1)集会所の管理及び破損等の報告に関すること。
- (2)集会所の利用申請の承認及び利用状況等の報告に関すること。
- (3)その他、町内会長が特に必要と認めること。

5 集会所の会計

集会所の維持管理・運営は観音原自治会規約により、自治会が行い、会計は特別会計で処理する。